

## 議案第 35 号

渋川市林業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 27 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市林業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例

渋川市林業災害対策特別措置条例（平成 18 年渋川市条例第 163 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「引起こし」を「引起し」に改める。

第 6 条第 1 項中「下欄」を「右欄」に改め、同条第 2 項中「補助基準額」を「別表右欄の補助基準額」に改める。

第 7 条第 1 項各号中「もの。」を「もの」に改める。

別表（2）の項中「引起こし」を「引起し」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市林業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
<p>（補助事業）</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、森林所有者が次に掲げる当該指定災害について行う事業とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 被害木の<u>引起し</u></p> <p>（3）・（4） 略</p> <p>（補助率及び補助基準額）</p> <p>第6条 補助金の補助率は、別表左欄に掲げる補助事業の種類ごとに当該<u>右欄</u>に掲げるところによる。</p> <p>2 別表右欄の補助基準額は、指定災害の都度市長が定めて告示する。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第7条 この条例は、次に掲げるものについては適用しない。</p> <p>（1） 一の人工林の面積に対して被害を受けた立木の占める面積の割合（以下「被害率」という。）が100分の30未満のもの及び災害跡地復旧造林については100分の50以上の<u>もの</u></p> <p>（2） 補助事業に係る一の施行地の面積が10アール未満の<u>もの</u></p> <p>（3） 補助金の額が500円未満の<u>もの</u></p> <p>（4） この条例による以外の助成の対象となる<u>もの</u></p> <p>2 略</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助事業の種類</th> <th style="text-align: center;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（1） 災害跡地復旧造林</td> <td>補助基準額に基づき算出した費用の10分の4以内</td> </tr> <tr> <td>（2） 被害木の<u>引起し</u></td> <td>補助基準額に基づき算出した費用の3分の2以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	補助事業の種類	補助率	（1） 災害跡地復旧造林	補助基準額に基づき算出した費用の10分の4以内	（2） 被害木の <u>引起し</u>	補助基準額に基づき算出した費用の3分の2以内	（略）		<p>（補助事業）</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、森林所有者が次に掲げる当該指定災害について行う事業とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 被害木の<u>引起こし</u></p> <p>（3）・（4） 略</p> <p>（補助率及び補助基準額）</p> <p>第6条 補助金の補助率は、別表左欄に掲げる補助事業の種類ごとに当該<u>下欄</u>に掲げるところによる。</p> <p>2 補助基準額<u>                    </u>は、指定災害の都度市長が定めて告示する。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第7条 この条例は、次に掲げるものについては適用しない。</p> <p>（1） 一の人工林の面積に対して被害を受けた立木の占める面積の割合（以下「被害率」という。）が100分の30未満のもの及び災害跡地復旧造林については100分の50以上の<u>もの。</u></p> <p>（2） 補助事業に係る一の施行地の面積が10アール未満の<u>もの。</u></p> <p>（3） 補助金の額が500円未満の<u>もの。</u></p> <p>（4） この条例による以外の助成の対象となる<u>もの。</u></p> <p>2 略</p> <p>別表（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助事業の種類</th> <th style="text-align: center;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（1） 災害跡地復旧造林</td> <td>補助基準額に基づき算出した費用の10分の4以内</td> </tr> <tr> <td>（2） 被害木の<u>引起こし</u></td> <td>補助基準額に基づき算出した費用の3分の2以内</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	補助事業の種類	補助率	（1） 災害跡地復旧造林	補助基準額に基づき算出した費用の10分の4以内	（2） 被害木の <u>引起こし</u>	補助基準額に基づき算出した費用の3分の2以内	（略）	
補助事業の種類	補助率																
（1） 災害跡地復旧造林	補助基準額に基づき算出した費用の10分の4以内																
（2） 被害木の <u>引起し</u>	補助基準額に基づき算出した費用の3分の2以内																
（略）																	
補助事業の種類	補助率																
（1） 災害跡地復旧造林	補助基準額に基づき算出した費用の10分の4以内																
（2） 被害木の <u>引起こし</u>	補助基準額に基づき算出した費用の3分の2以内																
（略）																	